

○学生心得

昭和27年3月6日
合同教授会制定
改正 昭和42年 4月20日
昭和51年 3月22日
昭和55年 2月12日
昭和62年 6月25日
平成13年 2月14日
平成24年1月12日
平成27年3月26日
平成27年4月1日
学長決定
改正 令和5年3月9日

(学生証及び通学証明書の携帯)

- 第1条 学生は、学生証及び通学証明書(以下「学生証等」という。)を必ず携帯し、本大学教職員の請求があつたときは、随時これを呈示しなければならない。
- 2 学生証等は、入学宣誓式当日に学生証引換券と交換で受領することができる。
- 3 学生証の有効期限は、学則に定められた修業年限とする。ただし、修業年限を超えた学生は、毎年4月に前年度の学生証を返納して、新たに学生証の交付を受けるものとする。
- 4 通学証明書の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。なお、2年次以降の通学証明書は、前年度の通学証明書と交換で交付を受けることができる。

(学生証等の返却)

- 第2条 学生証等は、卒業時に学生支援機構事務室に返却しなければならない。なお、退学する場合は、学生証等を退学願に添付しなければならない。また、除籍になった場合は、除籍通知受領後、速やかに学生証等を返却しなければならない。

(学生証等の再交付)

- 第3条 学生証を紛失したときは、学生証紛失始末書を、通学証明書を紛失したときは、通学証明書再発行願を学生支援機構事務室に提出して、再交付を受けなければならない。なお、学生証等を毀損した場合も同様の取扱いとする。
- 2 学生証の再交付を受けるときは、再交付手数料を支払わなければならない。なお、通学証明書については、再発行手数料を徴収しない。
- 3 紛失の届出があつた学生証等は、届出当日から失効する。
- 4 再交付を受けた後、失効した学生証等を発見した場合は、直ちに学生支援機構事務室に返却しなければならない。
- 5 本人の責によらず使用不能となつた学生証等は、使用不能となつた学生証等と交換で、再交付を受けることができる。

(入学手続書類)

- 第4条 入学宣誓式までに誓約書、宣誓書、学生情報シート及び健康管理票を学生支援機構事務室に提出しなければならない。なお、大学院生については、宣誓書の提出を省略することができる。

- 2 入学後、次のいずれかに該当する場合は、速やかに学生支援機構事務室に届け出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。(証明書類の添付)
(2) 住所及び連絡先を変更したとき。(変更届の提出)
(3) 保証人に関する事項に変更があつたとき。(変更届の提出及び証明書類の呈示)
(4) その他学生情報シートに記載されている重要な事項に変更があつたとき。(証明書類の添付)

(定期健康診断)

- 第5条 学生は、本大学等が実施する定期健康診断を毎年度受診しなければならない。なお、定期健康診断を受診しない者は、学割証等の発行を受けることができない。
- 2 定期健康診断の検査項目は、次のとおりとする。ただし、受診しなければならない検査項目は、学年・所属等により異なるので、保健室の指示に従わなければならない。

- (1) 胸部X線検診
(2) 内科検診
(3) 身体計測
(4) 視力検査
(5) 検尿
(6) その他

(改廃)

- 第6条 この心得の改廃は、合同教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この心得は、昭和27年3月6日から施行する。

附 則

この心得は、昭和42年4月20日から施行する。

附 則

この心得は、昭和51年3月22日から施行する。

附 則

この心得は、昭和55年2月12日から施行する。

附 則

この心得は、昭和62年6月25日から施行する。

附 則

この心得は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。